

令和4年7月

千葉県外在住の保護者様

学校法人 紅陵学院
理事長 鎌田 淳一
拓殖大学紅陵高等学校
校長 森 章

令和4年度私立高等学校等奨学のための給付金について

この制度は、私立高等学校等に在学している生徒の保護者様の授業料以外の教育費（教科書費、通学用品費など）を支援する返済不要の制度です。

私立高等学校等奨学のための給付金の申請については、保護者様が千葉県在住の生徒は学校で取りまとめて申請いたしますが、保護者様が千葉県外に在住の場合は、在住する都道府県へ直接申請していただく必要がございます。

つきましては、別紙のリーフレットにて対象世帯等ご確認の上、申請を希望される保護者様は在住の都道府県の担当部署へ直接お問い合わせいただき、お手続きください。（申請期限等は都道府県によって異なります）

各都道府県の給付金情報、問い合わせ先は、文部科学省ホームページに掲載されております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

※1年生の保護者様

4月に奨学のための給付金【早期給付】についてご案内いたしましたが、早期給付を申請された方も再度申請が必要となりますのでご注意ください。

※東京都在住の保護者様

東京都在住の保護者様には、東京都授業料軽減助成金・奨学給付金の申請書を郵送しております。該当となる方はそちらを申請してください。